

問合せ先
第五管区海上保安本部
交通部航行安全課
航行安全課長 太田俊之
電話 078-391-6551 (内線 2620)

第五管区海上保安本部
平成 30 年 3 月 22 日
午後 3 時 00 分 発表

霧海難防止キャンペーンの実施について

瀬戸内海及び紀伊半島沿岸では、春先から梅雨期にかけて濃霧が発生しやすく、濃霧が引き起こす視界不良に起因する衝突・乗揚げ海難の発生が懸念されます。

このため、平成 11 年以降、視界制限状態における遵守事項をまとめた「霧五戒」を周知する等により、海難防止に努めています。

本年も、官民が一体となって行う「近畿・四国地方海難防止強調運動」の一環として「霧海難防止キャンペーン」を実施し、期間中の霧海難ゼロを目指します。

- 1 キャンペーン期間：平成 30 年 4 月 1 日（日）から 6 月 30 日（土）まで
- 2 対象船舶：全船舶
- 3 第五管区海上保安本部が行う活動
 - (1) 各海上保安（監）部等の窓口及び訪船によるポスター・リーフレットの配布
 - (2) 海難防止講習会による周知
 - (3) 第五管区海上保安本部の海の安全情報（沿岸域情報提供システム）による周知
 - (4) 巡視船艇の電光表示装置による周知
- 4 霧発生時等視界制限時の遵守事項をまとめた「霧五戒」

- ・ **気象状況**を早期に把握すべし **霧五戒**
最新の気象・海象情報を把握しましょう。
- ・ 船舶間**コミュニケーション**を促進すべし
VHF や汽笛信号等を活用する。大阪湾海上交通センターから、通航船舶の安全のため緊急に情報を提供することがあります。
視界の状況に関係なく、常時 VHF 電話（CH16）を聴守しましょう。
- ・ **航法**を守るべし
見張りの強化（船橋当直の増員）、レーダーの適切な使用、安全な速力での航行、音響信号の励行、機関用意、早期の適切な避航。
- ・ 自動操舵装置を**適正**に使用すべし
視界制限状態（視程 2, 000m以下）になったら、速やかに手動操舵に切り替えましょう。
- ・ 早期に**避泊**すべし
無理な航行・操業を止め、視界の回復を待ちましょう。

◀ 灯台150周年記念ロゴ ▶